

児童タイムケア

泉南市で、11月から「児童タイムケア事業」が開始されました。実施主体は泉南市ですが、市に登録した事業所で行なっています。詳細は次のとおりです。

・ 利用対象者

市内在住の障害者手帳を所持する小学1年生から高校3年生まで。原則、監護する者が就労等で不在等により、放課後や長期休暇中に活動する場所を必要とする者。

・ 利用料

1時間につき1000円。利用者は、1割を負担

する(生活保護世帯は除く)。負担上限なし。

・ 事業所

事業所名	連絡先	実施日	実施時間
さくら	新家 3379-61 TEL: 482-4879	月～金	AM9時～ PM6時
ドリーム	信達牧野 838-2 TEL: 480-2420	火のみ	AM9時～ PM6時
デイセンター せんなん	信達市場 1222-12 TEL: 483-3082	土・日	AM9時～ PM5時

泉佐野市以南の泉州南地域で「児童タイムケア事業」を実施しているのは、現在のところ泉南市だけとなっています。

これまで、相談室には障害児の放課後について相談を寄せられることが多くありました。「移動支援」を使い、ヘルパーさんと外出をすることで、その時間を上手に過ごしても

らったり、「日中一時支援」で施設を日帰り利用するというのが、その主な対策でした。一方で、「本来子どもどうしの遊びを通じて学び合える放課後を過ごさせてあげたいのに、ヘルパー利用だと大人と1対1の時間になってしまう」、「施設で預かってもらえるのは助かるが、一時支援利用者用に何か日課や課題があるわけではなく、ただ預かってもらうだけになっている」などの声が聞かれているのも事実です。「障害児タイムケア事業」は、子どもどうしの集団でその時間を過ごすというものであり、上記のような声に応えようとする事業と言えるかもしれません。

みなさんの本当に求めている社会資源ができていくことを、相談室としても願うだけでなく、みなさんや行政の方々と一緒に考えながら、より良い資源を増やしていけるよう努めたいと思います。

とぴっくす

今年も11月19日(日)に療育園まつりが行なわれ、グループ活動(本人活動)のメンバー8名が、ボランティアとして協力してくれました。模擬店販売やゴミ箱整理をテキパキこなしてくれました。



ひととりごと

どんな過ちを犯したかは、当事者がしっかり考えるべきことだが、なぜその過ちが生じたのかは、みんなで考えなくてはならない。(見学)